

平成30年4月9日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る
効力の停止について

九州厚生局長は、まち神経内科クリニック及び町ミチ医師に対し、平成30年3月15日付けで保険医療機関の指定及び保険医の登録を取り消すとして通知したところ、開設者であり保険医の町ミチ氏から福岡地方裁判所に、保険医療機関指定取消処分の取消等を求めて訴訟（以下「取消訴訟」といいます。）が提起され、あわせて当該処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがなされました。

このうち、執行停止の申立てに関しては、平成30年4月3日に、福岡地方裁判所において、取消訴訟の第1審判決言渡し後60日が経過する日まで取消処分の効力を停止する旨の決定がなされました。

このため、当該保険医療機関の指定の取消及び当該保険医の登録の取消は、取消訴訟の第1審判決言渡し後60日が経過する日までは、効力を停止することとなりましたので、お知らせします。